

## 商工会だより

令和4年4月15日発行第252号(4月号)

発行所 七宗町商工会

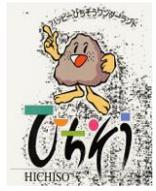
岐阜県加茂郡七宗町上麻生 2277 番地の1

TEL:(0574) 48-2080 FAX (0574) 48-1994

HP: https://r.goope.jp/srb-21-74

E mail: hichisou@ml.gifushoko.or.jp

この事業は県の補助金を一部受けています



## 新型コロナウイルス感染症の影響による支援金の申請はお済ですか？

・締切を過ぎると申請ができませんのでご注意ください。

名称	期日	内容	対象者	必要書類	問い合わせ先
事業復活支援金	令和4年 5月31日	新型コロナウイルス感染症の影響で 売上が大幅に減少 法人は30%減 上限150万円、 50%減 上限250万円、 個人は30%減 上限30万円、 50%減 上限50万円、 1回限り	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年11月～令和4年3月の売上がひと月でも2018年～2021年同月比30%以上減少</li> <li>事前に支援機関の確認が必要</li> <li>飲食店で協力金受給者も可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3年分の申告書と決算書</li> <li>申告書には税務署の受領印があるか e-tax の受信通知、納税証明</li> <li>宣誓同意書</li> <li>比較する月の売上台帳等</li> <li>履歴事項全部証明書(3か月以内)</li> <li>車の免許証両面</li> <li>通帳コピー等</li> </ul>	相談 窓口 0120 -789 -140
岐阜県オミクロン(株)対策特別支援金	令和4年 5月31日 消印有効  ・簡易書留で、県庁へ送付	新型コロナウイルス感染症の影響で 売上が大幅に減少 中小法人等: 20万円(定額) 個人事業者等: 10万円(定額) 1回限り 店舗単位や事業単位ではなく、事業者単位での給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>岐阜県内に本店又は主たる事務所を有すること</li> <li>2022年1月～3月と2018年～2021年の同月と比較して、月間の事業収入が15%以上減少した月が存在すること。</li> <li>協力金(第9弾)・第10弾の対象事業者は、対象外</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3年分の申告書と決算書</li> <li>申告書には税務署の受領印があるか e-tax の受信通知、納税証明</li> <li>対象月の売上台帳と売上の把握できる通帳のコピー</li> <li>履歴事項全部証明書(3か月以内)</li> <li>車の免許証両面</li> <li>通帳コピー</li> <li>営業許可書等</li> <li>誓約書</li> <li>申請書</li> <li>申請書類チェックリスト</li> </ul>	岐阜県 オミクロン株対策 特別支援金窓 口 0120 -663 -500

事業復活支援金はスマートフォンやパソコンで操作が必要です。

商工会では事前確認だけでなく操作のお手伝いもしておりますが、予約が必要です。

早めに予約をしてください。

# 岐阜県アフターコロナ対応の補助金

県では、地域経済の維持と持続的発展に向けて、新型コロナウイルス感染症による経営上の困難を乗り越え、事業転換など、商工会・商工会議所と連携して、アフターコロナに向けて意欲的に取り組む県内の小規模事業者を引き続き支援しています。

## アフターコロナ・チャレンジ事業者応援補助金 (岐阜県版持続化補助金)

＜募集期間＞ 令和4年5月18日（水曜日）17時必着

＜補助率＞ 補助対象経費の3分の2以内

＜補助金上限額＞ 3,000千円

- (1) 事業転換や業態転換、新分野・新事業への展開に意欲的に取り組む事業  
 (想定する事業の一例) 飲食業から、製造業への参入 製造業から小売業へ参入 等  
 申請は、(公財)岐阜県産業経済振興センターへ
- (2) 販路開拓や業務効率化など既存事業からの展開に意欲的に取り組む事業  
 (想定する事業の一例) 飲食業における、店舗販売からテイクアウト販売へのシフト  
 製造業における、部品調達困難による部品製造の内製化 等  
 申請は、岐阜県商工会連合会へ

## 商品開発支援事業費補助金

＜目的＞ 地場産業に係る製造業を営む県内中小企業者等による、アフターコロナに向けた生産性の向上及び競争力の強化の取組みを支援するため

＜募集期間＞ 令和4年5月13日（金曜日）消印有効

＜補助率＞ 補助対象経費の3分の2以内

＜補助金額＞ 1,000千円～10,000千円

＜補助対象経費＞ 設備導入にかかる経費（機械装置費、システム構築費、専門家経費）

## 持 続 化 補 助 金

新規顧客獲得や売上拡大のため“集客のために看板を取り付けたい”“チラシをうちたい”、コロナウイルス感染防止のため“ネット通販の構築をした”“非対面対応できるように改築したい”など、売上向上のための計画をお持ちの皆様、また何にもプランはないけど詳細が知りたいという方も、ぜひ商工会へご相談ください。

今回、第8回の公募以降用に公募要領が改定され、小規模事業者持続化補助金・一般型の特別枠が多様化されました。賃金引上げ枠、卒業枠、後継者支援枠、創業枠、インボイス枠として区分され、補助金額は下記の表のとおりとなっております。

類型	通常枠	特別枠				
		成長・分配強化枠		新陳代謝枠		インボイス枠
		賃金引上げ枠	卒業枠	後継者支援枠	創業枠	
補助率	2/3	2/3 ※赤字事業者は 3/4	2/3			
補助上限	50万円	200万円			100万円	

計画書の作成に苦労される方も多いですが、七宗町でも多くの方に利用していただいている補助金です。

- ・第8回受付締切：2022年 6月 3日（金）[締切日当日消印有効]
- ・第9回受付締切：2022年10月 7日（金）[締切日当日消印有効]
- ・第10回受付締切：2023年 2月3日（金）[締切日当日消印有効]

**提出書類の作成に時間を要しますので、締め切り1か月前までにご相談ください。**

採択された皆様は、実績報告に向けて見積書や納品書、振込書類等の整理、実績報告書の作成が必要であり、時間を要します。事業終了日を念頭に実施していただきますようよろしくお願いいたします。



今年も、秋ごろに経営計画策定セミナーとセミナーの講師による個別相談会を実施する予定です。ぜひ、この機会に経営計画を作ってみませんか？

## ◎ご存知ですか？ 利子補給制度

### — 七宗町小規模事業者支援融資利子補給制度 —

中小企業者が事業に必要な資金を平成27年4月1日以降新たに借り入れた場合、の借入金の支払利子の一部を補給いたします。この制度は、毎年1月1日から12月31日までの間の該当借入金に対し、支払った利子の一部を補給するものです。

### — 制度概要 —

対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内に住所又は事業所を有し、商工業を営む小規模事業者であって、七宗町商工会に加入している会員。</li> <li>・町の出資や建物の指定管理を受けていないこと。</li> <li>・町税及びこれに準ずる納付金を滞納していないこと。</li> </ul>
対象資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本政策金融公庫(マル経、普通貸付等)</li> <li>・岐阜県信用保証協会の保証を得るもの(全国小口、県小口、市町村小口、連携型全国小口等その他町長が承認する制度)</li> <li>・岐阜県商工貯蓄共済融資制度</li> </ul>
補給率	対象借入額は300万円まで、年間支払い利子の 2% 以内 (年 60,000 円、5年で 300,000 円)
補給期間	5年以内
申請先	・融資を受けたら商工会長を経由して町長へ提出。

◎毎年 1 月に役場へ請求書を提出していただきますが、金融機関等にて事前に利子支払証明を依頼して請求時まで準備する必要があります。

## 社会保険料が変更になります！

令和4年3月分(4月納付分)の健康保険料率に変更になります。ご注意ください。

健康保険料率	9.83% → 9.82% (4.91%徴収)
介護保険料率 (40歳以上のみ)	1.80% → 1.64% (0.82%徴収)  ◎40歳以上の方の合計 11.63% → 11.46% (5.73%徴収)
厚生年金保険料	18.3% (9.15%徴収) (平成29年9月1日～適用)
子ども・子育て拠出金	0.36%(事業者負担のみ)

## 労働保険は、自動車保険でいうならば強制保険です。 ～未加入の従業員さんはいませんか？～

### ①労災保険：

労働者（パート、日雇含む）を1人でも雇っていたら、労災保険の対象となります。

仕事中に事故が発生した場合は、会社が医療費、休業補償（平均賃金の6割以上）をする事になっています。労災に加入すれば、医療費の全額と、休業補償として平均賃金の8割を補償してもらえます。労災での休業中の解雇は法律で禁じられている為、完治又は治癒までの補償をすることになります。障害が残ればその分の年金がわりの補償も必要です。

### ②雇用保険：

令和2年4月1日から、すべての雇用保険被保険者について雇用保険料の納付が必要となっております。64歳以上の労働者についても★平成29年1月1日以降、は65歳以上の方も対象になりましたので、継続雇用されている方や65歳以上の新規雇用者も①と②が当てはまりましたら、加入の手続きをお願いします。雇用保険料は被保険者から徴収忘れがないように気を付けてください。

労働保険の年度更新手続きの際に、年度途中で入退社した労働者の報告漏れが見受けられます。報告の際にはご確認ください。

雇用保険の加入資格は下記の要件に当てはまると対象です。

- ① 31日以上雇用の見込みがあり
- ② 週の労働時間が20時間以上の方

今、加入している従業員で、週の労働時間が20時間未満の契約に変更された方や役員になられた方は失業保険の対象外になるため、その時点で雇用保険の喪失手続きを行う必要があります。手続き漏れはないですか？ご確認ください。



# 令和4年度雇用保険料率のご案内

- ◆ 「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が令和4年3月30日に国会で成立しました。令和4年4月1日から令和5年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。
  - ・ 令和4年4月から、事業主負担の保険料率が変更になります。
  - ・ 令和4年10月から、労働者負担・事業主負担の保険料率が変更になります。
  - ・ 年度の途中から保険料率が変更となりますので、ご注意ください。

○令和4年4月1日 ～ 令和4年9月30日

(赤字は変更部分)

事業の種類	負担者	①	②		①+② 雇用保険料率	
		労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)	事業主負担	失業等給付・育児休業給付の保険料率		雇用保険二事業の保険料率
一般の事業		3/1,000	6.5/1,000	3/1,000	3.5/1,000	9.5/1,000
(3年度)		3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000	9/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業		4/1,000	7.5/1,000	4/1,000	3.5/1,000	11.5/1,000
(3年度)		4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
建設の事業		4/1,000	8.5/1,000	4/1,000	4.5/1,000	12.5/1,000
(3年度)		4/1,000	8/1,000	4/1,000	4/1,000	12/1,000

(枠内の下段は令和3年度の雇用保険料率)

○令和4年10月1日 ～ 令和5年3月31日

事業の種類	負担者	①	②		①+② 雇用保険料率	
		労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)	事業主負担	失業等給付・育児休業給付の保険料率		雇用保険二事業の保険料率
一般の事業		5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業		6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業		6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

## 昨年10月～最低賃金880円!!

最低賃金制とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限を定め、使用者は、その最低賃金以上の賃金を労働者に支払わなければならないとされている制度です。原則として事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイトなど雇用形態や呼称の如何を問わず、すべての労働者とその使用者に適用されます。

下回る賃金を支払った場合は罰金50万円が課せられます。コロナ禍で先行きが不透明で大変厳しい時ですが、守っていただきますようお願いいたします。

## インボイス制度を正しく理解して 2023 年に備えよう！ 登録はお済ですか？

「インボイス制度の導入」と「適格請求書発行業者の登録」の2つは消費税が始まって以来の大きな改正です。インボイス制度は2023年10月1日（令和5年10月1日）から施行されますが、2023年3月31日（令和5年3月31日）までに「適格請求書発行事業者」の登録申請をする必要があります。

今まで消費税を納めていなかった方には消費税の納税義務が生じる場合もあるため今後の事業活動への影響が大きいです。

今年度は、税務署職員によるセミナーや税理士等による個別相談も行う予定です。

### 受け取った消費税と支払った消費税の差額を納税することが原則

消費税の仕組みは、売上に加算して請求した消費税と仕入や経費にかかる消費税の差額を税務署へ納付することが原則です。

#### 【一人親方の場合の事例】

インボイス制度が適用された場合、**免税事業者**である1人親方は、適格請求書発行事業者ではないため**適格請求書を工務店へ発行することはできません**。そのため1人親方は工務店へ「ただの領収書」を発行することになります。**工務店では「ただの領収書」で仕入税額控除することはできない**ため元請負先は仕入税額控除ができないため**消費税の負担が増加**することになり、実質的値上げとなってしまう免税事業者は仕事が減少してしまう可能性が考えられます。



## 《分室業務と記帳支援について》

火・木 の午前中（決算時期は予約がある日のみ1日）開設しておりますが、記帳支援と補助金の申請等他の支援と同時に対応が困難でご迷惑をおかけしております。そこで、**毎月第4火曜日午前中**は**記帳支援専門の日**を設け、**記帳員が丁寧に対応**いたします。記帳や会計ソフトの操作についてわからないことや大勢の前で聞きにくいことなどこの日にお越しいただき、疑問を解決してください。

#### 記帳支援について

半年や1年まとめて入力されている方もいますが、こちらで直したデータを復元しないで記帳したり、同じ間違いをしまったりする方の割合が高い状況です。定期的に入力することで分析がしやすくなり、コロナ禍関連の支援金の申請が円滑にでき、専従者給与の見直し、設備投資のタイミングを見図ることができ節税対策にも役立てられます。3～4か月に一度はデータを提出していただくことをお勧めします。